

2015年4月6日

ご利用者・ご家族各位

めぐいデイサービス

代表 河辺峰男

2015年4月からの介護保険制度改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の介護保険制度改正の報酬改定により、今4月の利用分より別添改定利用料金表のとおりデイサービスの利用料が変わります。下記の計算例をご覧ください。

記

計算例 : 要介護度2で月に10回通所され、口腔機能訓練加算、個別機能訓練加算ⅡとⅠ をご利用の場合 :

2015年4月からの料金と以前との差額表

サービス項目名	2014年3月まで	2015年4月から	増減
通所介護Ⅰ32（要介護2） で、月に10日の利用	¥1,001×10回= 10,010円	¥927×10回= 9,270円	-740円
口腔機能訓練加算 （月2回）150単位	¥157×2回=314 円	¥160×2回=320 円	+6円
個別機能訓練加算Ⅱ 50単位→56単位	¥52×10回=520 円	¥60×10回=600 円	+80円
個別機能訓練加算Ⅰ 49単位（新規）		¥49×5回=245 円	+245円
サービス提供体制強化加算Ⅰ （新規）		¥19×10回=190 円	+190円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 1.9%→4.0%	合計¥10,844× 0.019=206円	合計¥10,380× 0.04=415円	+209円
計算例 差額合計	11,050	10,040	-10円

尚、改訂の別紙利用料金表は、契約書と一緒に保管して下さい。

以上

2015年4月15日

ご利用者・関係事業所 各位



めくいデイサービス

代表 河辺 峰男

制度改正による中重度者ケア加算の整備のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

通所介護事業所 **めくいデイサービス** では、中重度者ケア体制加算を整備し、この4月から運用させていただくことになりました。

これはデイサービスのケアチームの配置基準の員数に加え介護スタッフ又は看護スタッフを常勤換算方法で2以上確保し、要介護3以上の中重度介護者のサービス向上に努めるものです。同時に算定月の前3ヶ月間の利用者数のうち介護度3以上の方が3割以上の実績であることが条件です。毎月利用実績を月末締めの際に確認し、算定しない月も出てくると思われま

す。また、事業所の体制として基準よりスタッフを多く配置して全員のご利用者に対してサービスを提供するもので、ご利用者全員が金額変更の対象となります。みなさまにはご理解いただくとともに関係事業所の担当ケアマネージャーのみなさまにおかれましても、サービス提供票の確認をいただくようお願い申し上げます。

尚今回改正の厚生労働省のQ&Aの提示が遅れ皆様にもご連絡が遅れたこと、お詫び申し上げます。

記

金額変更： 通所介護中重度者ケア体制加算 サービスコード：15-5306

4.5単位480.60（円）／1日 ⇒ 利用者負担：48円／1日

となります

以上